

適格消費者団体大分県消費者問題ネットワークの活動状況

1 大分県消費者問題ネットワークの概要

令和元年 8 月 28 日現在、個人正会員 139 名、団体正会員 15 名
個人賛助会員 47 名、団体賛助会員 1 名

2 活動状況

(1) 相談事務所(2ヶ所)2 相談件数 合計 3 件
(令和元年 7 月 31 日まで)

(2) 委託事業について(平成 30 年度)

・下記自治体との消費生活相談業務を受託

大分県 週 1 回(年間 40 日)

津久見市 週 1 回(年間 48 日)

日出町 週 1 回(年間 101 日)

臼杵市 週 1 回(年間 190 日)

吉富町 週 1 回(年間 98 日)

・下記自治体との相談窓口レベルアップ業務を受託

中津市 臼杵市 豊後高田市

・大分県からの委託により「令和元年度 消費生活関係法令等習得講座(法律講座)」を受託。対象は一般市民であり、消費生活に関連する法律の基礎知識について令和元年 6 月 18 日から毎週 1 回講義を実施(全 8 回)又、「令和元年度消費生活相談養成研修」を受託。県内の消費生活相談委員、消費者行政職員を対象とし、「指定消費生活相談員養成研修実施内容」に基づいて令和元年 6 月から令和 2 年 3 月まで、年 6 回の講座を実施予定。

(3) 差止関連業務(令和元年 8 月 31 日まで)

・不動産仲介業

事業者が使用を推奨する賃貸借契約書には

- ・家賃を 2 ヶ月以上滞納した場合は、貴社において「契約の解除」と同時に「室内の立入り確認」および「鍵の交換・封鎖」等行われても私は絶対に異議を申しません。
- ・家賃を 2 ヶ月以上滞納した場合は、貴社において「強制明渡」にともなう備品その他物品について、私および「連帯保証人」が責任をもって、直ちに撤去いたします。なお直ちに撤去しなかったときは、所有権を放棄したものとみなし廃棄等の処分をされても私は絶対に異議を申しません。

との各条項が存した。そこで、当該条項は消費者契約法第 10 条に違反している。

との「質問書」を送付した。

事業者からは、当該条項を変更した旨の連絡があり、改定後の契約条項も確認したので、8 月 29 日付で「ご連絡」を送り申入れを終了しました。

・不動産仲介業

事業者が使用を推奨する賃貸借契約書には

- ・賃借人である私、このたび・・・を貸借することになりましたが、契約期間中に契約証書に基づいて約した条項に違背した場合は、以下の処分を請けることで異議ありません。

- 1 賃借物件の鍵の取替
- 2 賃借物件の室内の総ての動産の処分
- 3 賃借物件の解約処分

- ・その他如何なる処分を管理会社および家主においてされても何ら異議ありません。
- ・なお、動産の処分において、保管中に発生した損害ならびに金銭的問題等も管理会社および家主が責を負わないことで異議ありません。

との各条項が存した。そこで、当該条項は消費者契約法 10 条に違反するとの申入れをなした。

事業者からは、係る条項は今後使用しない旨の連絡があり、改定後の契約条項も確認したので、8月29日付で、「ご連絡」を送り申入れを終了しました。

・テニススクール運営会社

事業者が使用している約款には

- ・会員が自己都合により本スクール・クラブを休会あるいは退会する場合は、会社が別に定めた期間までに、会社所定の書面により手続きを完了しなければなりません。(電話等による申し出は受け付けられません。)

前項の手続後、会社が休会あるいは退会届を受理したときをもって休会あるいは退会とします。

休会月あるいは退会月の会費は、休会あるいは退会が月途中であっても、これを全額支払わなければなりません。

会社は、スクールの1クールを2ヶ月(あるいは3ヶ月)と定めており、会社が定める期日までに解約申入れをしなければ、消費者が、退会を申し出た次のクールまで解約ができないことになり、実質的には1クール分の解約料を支払わされることとなる。しかし、かかる扱いは消費者契約法9条1号に反するのではないか、ということで申入れをなした。

相手方代理人より、規約の改訂について連絡があり、改定後の規約が送付あり、確認できたので、8月29日付で、「ご連絡」を送り申入れを終了しました。

・資格習得の講座

- ・通学・通信講座受講契約の中に、中途解約の制限条項が、消費者契約法10条に違反する旨の申入れを行い、相手方より消費者機構日本と確認書を締結し事由によらず受講生による解約に応じていくという旨の回答を得たので、8月29日付で「ご連絡」を送り申入れを終了しました。

・不動産仲介業

- ・賃貸借契約書について、賃借人の物品に対する所有権放棄事項等があり、相手方より、当方の申入れに応じて当該条項の削除するとの連絡があり、削除後の契約書が送付され、確認されたので8月29日付で、「ご連絡」を送り申入れを終了しました。

- ・金融業

事業者が使用している約款には

- ・借主に次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行からの通知催告等がなくとも、借主はこの契約による債務全額について当然に期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。

- ・相続の開始があったとき。

という条項が存在する。係る条項が消費者契約法 10 条に違反するとして申入れを行った。

2019 年 4 月 23 日に大分銀行個人営業支援部より回答あり、「井田先生のご指摘を踏まえ、現在、契約条項の改定を進めているとのとの回答があったが、以後回答書がないので、2019 年 8 月 29 日付で、契約書の改定作業の状況および改定後の契約書の送付依頼の文書を送付した。

- ・不動産仲介業

- ・不動産仲介業者の賃貸契約書に「法律の定めにかかわらず畳・障子・メンテナンス工事等は賃借人の負担とする」の条項は、消費者契約法第 10 条に違反と質問書を平成 28 年 4 月 27 日に送付するも、回答がなく、平成 30 年 2 月 3 日に家賃遅延についても消費者契約法第 10 条違反すると質問書を送付するも回答がないので、2019 年 8 月 30 日付で、「再申入れ」の書面を発送しました。